

令和5年度第3回川崎市社会教育委員会議 定例会

日 時 令和5年8月25日(金)
18:30～20:30
場 所 高津市民館 大会議室

次 第

- 1 開会 (18:30～18:35)
- 2 報告事項
 - (1) 専門部会報告 (18:35～18:45) 【資料1】
 - (2) 平和教育映像教材等連絡調整会議への委員推薦について (18:45～18:50) 【資料2】
 - (3) (仮称)川崎市民館・労働会館の再編整備について (18:50～19:05) 【資料3】
 - (4) 市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について (19:05～19:30) 【資料4】
- 3 協議事項
 - (1) 文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について (19:30～20:20) 【資料5-1】
【資料5-2】
- 4 その他 (20:20～20:25)
- 5 閉会 (20:25～20:30)

※ () 内は質疑応答を含む想定時間

令和5年度川崎市社会教育委員会議専門部会 実施状況

	専門部会	第1回		第2回		第3回		第4回	
		日にち	報告書	日にち	報告書	日にち	報告書	日にち	報告書
1	教育文化会館	6月16日	○						
2	幸市民館								
3	中原市民館	6月23日	○						
4	高津市民館	6月23日	○						
5	宮前市民館	7月14日	○						
6	多摩市民館	7月24日	○						
7	麻生市民館	5月17日	○	8月2日	○				
8	有馬・野川生涯学習支援施設								
9	図書館	6月14日	○						
10	日本民家園	5月28日	○	7月22日	○				
11	青少年科学館	6月28日	○						
12	青少年教育施設								

○・・・提出済

専門部会審議報告書

部会名	令和5年度第1回 川崎市社会教育委員会議 宮前市民館専門部会
開催日時	令和5年7月14日(金) 10:00~12:00
場所	宮前市民館 大ホール1階ホワイエ
出席者	<p><委員> 川西和子(部会長)、山本良子(副部会長)、渡辺美代子、山本太三雄、高久實、檜崎光雄、當間幸江</p> <p><事務局> 大木館長、徳原係長、齋藤主任、星野主任(宮前市民館) 田添分館長(菅生分館)</p>
議事項目	<p>1 報告事項</p> <p>2 協議事項</p> <p>3 その他</p>

決定・確認事項

1 報告事項

(1) 宮前市民館・菅生分館の管理運営計画について

令和5年度の宮前市民館、宮前図書館及び菅生分館の補修工事の予定について、事務局から説明を行った。

(2) 宮前市民館・菅生分館の社会教育振興事業予算及び実施計画について

令和5年度の宮前市民館及び菅生分館における社会教育振興事業の実施状況について、事務局から説明を行った。

2 協議事項

(1) 今期の研究課題について

市民館だよりの改訂に向けて、プロジェクトチームでの検討を踏まえて作成した9月号1面の構成案を基に意見交換を行った。

3 その他

第2回宮前市民館専門部会は、9月20日(水) 10時から開催する。

主な意見

1 報告事項

(2) 宮前市民館・菅生分館の社会教育振興事業予算及び実施計画について

- ・識字学習活動は、大切な市民館の活動である。宮前市民館のロビーカフェと連携し、識字の学習者がゲストスピーカーになっているのはとても良いことで、学習者が発表する場があり、活動している人たちが講師の側に立つことは社会教育に必要である。
- ・菅生分館では、全ての利用団体に声をかけて青少年教育事業の講師になってもらったり、シニアの社会参加支援事業では、学んだ手品をこども文化センターで披露したり、市民館保育活動の参考となるよう菅生保育園の保育の様子を見学に行ったりするなど、職員が様々なコーディネートをして活性化しており、評価できる。

2 協議事項

(1) 今期の研究課題について

- ・市民館だよりの構成案については、1面に見出しのあるこの構成は良いが、講座名を大

きく、文字色を鮮明にし、もう少し見やすくなるよう工夫してほしい。
(→9月号の校正をメールで共有し、意見を参考にしながら、作成することとした)

その他

傍聴者：なし

専門部会審議報告書

部会名	令和5年度第1回 多摩市民館専門部会
開催日時	令和5年7月24日（月）10時～12時
場所	多摩市民館第6会議室
出席者	羽深委員、小澤委員、米山委員、山本委員、安陪委員、三品委員、高梨委員、小園委員
議事項目	(1) 令和5年度施設管理等について（報告） (2) 令和5年度多摩市民館社会教育振興事業について（報告） (3) 今期のテーマについて

決定・確認事項

- (1) 部会長、副部会長の選出
部会長に高梨委員、副部会長に米山委員を選出
- (2) 今年度の日程を次のとおり決定
 - ・第2回：9月26日（火）10時から
 - ・市民自主企画事業提案会も含めて開催する第4回の専門部会：2月18日（日）午後

主な意見

- (1) 社会教育振興事業について、新規のものと継続のものがあるが、継続事業については年々良くしていかなければならない。参加者のアンケート結果を反映するなど、内容を向上していく観点があるとよい。
- (2) 事業を誰が評価をするのかも大切である。実際に活動された方との振り返りなども評価の一つと思うので上手く活用してほしい。
- (3) 今期のテーマについて、案として示されている内容（区内全域をフィールドとした社会教育の振興を目指して）が広いので「モデル地区での実践を通して」などの副題を付けて絞ってもよい。
- (4) 案として示されているテーマのタイトルはどのような形で社会教育を振興してくかという視点が見えにくいので少し違和感がある。
- (5) テーマを大きく括っておき、多摩区内の各地区の特性に応じて進められればよい。
- (6) 案として示されているテーマのタイトルがよいと思う。視野を広げて地区全体を見た上でターゲットを絞っていったというニュアンスが含まれていると感じた。

その他

傍聴者：2名

専門部会審議報告書

部 会 名	令和5年度第2回 麻生市民館専門部会
開催日時	令和5年8月2日（水） 午前10時00分～正午
場 所	麻生市民館
出席者	井上 俊夫、横川 博行、山本 浩之、菅原 陽子、徳田 富美恵、田澤 梓、角田 季美枝、角南 ゆり絵 事務局：齊藤館長、相澤分館長、内藤係長、江上係長、宇廻職員
議事項目	(1) 令和5年度の主な事業・工事の進捗状況について (2) 市民館施設の有効活用について あさお一箱古本市実施・準備・評価について (3) その他 専門部会勉強会報告

決定・確認事項

- 1 9月の子育てフェスタに合わせて、一箱古本市を開催する。
- 2 中庭スペースの有効活用については、適宜提案を行う。

主な意見

- 1 令和5年度の主な事業・工事の進捗状況について
 - ・資料から令和5年度の予定及び進捗状況について説明
- 2 市民館施設の有効活用について
 - ・夏休み学習スペースについて説明
 - ・あさお一箱古本市について説明
 - ・来場者へアンケートが実施できるとよい。
 - ・事前の開催に関する周知方法について
- 3 その他
 - ・令和4・5年度の報告書の作成について
 - ・勉強会及びアンケート結果の報告について

その他

傍聴者：5名

専門部会審議報告書

部会名	令和5年度 第1回図書館専門部会
開催日時	令和5年6月14日(水) 10:00~12:00
場所	中原図書館多目的室
出席者	<p>委員：菅原委員、今野委員、渡部委員、吉田委員、青柳委員、渡邊委員、平木委員（7名出席）</p> <p>※7名の委員の出席により、川崎市社会教育委員会議規則第6条第6項（過半数以上の出席）の規定に基づき定数を満たし本会議は成立した。</p> <p>図書館：横田・川崎図書館長、土屋・幸図書館長、小島・中原図書館長、澁谷・高津図書館長、舟田・宮前図書館長、丸山・多摩図書館長、小嶋・麻生図書館長</p> <p>事務局：中原図書館 能塚・庶務係長、関・利用サービス係長、浅野課長補佐・資料調査係長、飯草課長補佐・図書館ネットワークシステム担当 伊藤主任・荒井会計年度任用職員</p>
議事項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 資料確認 2 令和4年度第4回議事録確認 3 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市立図書館のシステム更新について (2) その他 4 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) テーマ『【人づくり】・【つながりづくり】・【地域づくり】と図書館の【見える化】を考える』を踏まえた図書館事業の分類・検証（まちにとびだす図書館） 5 その他 (1) 次回日程及びスケジュールの確認について

決定・確認事項

- ・協議テーマ『図書館における【人づくり】・【つながりづくり】・【地域づくり】と【見える化】を考える』をふまえ、令和4年度第4回行きたくなる図書館の振返り、及び「まちに飛び出す図書館」について、「今後の市民館・図書館のあり方」を再確認し、令和4年度の活動報告書を基に取り組み状況や目的・効果等の課題を共有し、事業検証を行った。

主な意見

- 「図書館事業の分類・検証（まちにとびだす図書館）」について
- (1) 図書館以外の施設の読書コーナーに、アドバイザー等の配置を検討してはいかがか。
 - (2) 地域課題の解決を考えた場合、例えば産業・ビジネス支援等といった利用者のニーズがあるのならば、テーマを絞って取り組むことで図書館事業の魅力をアピールできるのではないか。（県立川崎図書館事業との整合性もふまえ）
 - (3) 図書館ホームページでは、魅力的な事業等は階層が深くなっており、見つけにくい。
 - (4) 第4次子ども読書推進計画の中で、見やすいホームページが望まれる、読み聞かせ等を活用して読書の魅力を伝えていくことの大切さが言われているところである。

その他

傍聴者：3名

専門部会審議報告書

部 会 名	令和5年度 第2回社会教育委員会議日本民家園専門部会
開催日時	令和5年7月22日(土)
場 所	旧原家住宅2階
出席者	委 員 高橋部会長、大野副部会長、菅野委員、長谷川委員、柴田委員、松本委員、原田委員、今委員 事務局 澁谷園長、東担当係長、葉山担当係長、藤川担当係長、真保職員
議事項目	(1)令和6年度事業計画について (2)川崎市立日本民家園運営基本方針について

決定・確認事項
<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度の事業計画について、「令和6年度川崎市日本民家園事業計画・評価シート」を基に各事業内容について概要やスケジュールを確認しながら意見を交換した。 ・川崎市立日本民家園運営基本方針について「活動方針」の内容を中心に意見を交換した。
主な意見
<ul style="list-style-type: none"> ・シロアリの調査・対策を引き続き継続し、気をつけてほしい。 ・音声ガイドサービスの二次元コードを読み込んで試してみたが、なかなかよいシステムである。近くに「ここにスマホをかざすと解説が聞ける」といった旨の文字を入れると使い勝手がよくなると思う。 ・SNSに写真を掲載する人たちは体験した喜びを共有しているという。撮影スポットの設置は非常に大事であり、2,3か所ほど設置すると来園者数がかかり伸びるのではないかと。 ・資料整理でテンバコへの移し替えの際にデジカメで写真を撮っておくと、データ管理上よい。 ・危機管理体制の整備について、園内で倒木があった。事故が起こってからでは遅いため、気を付けて園内を監視し、伐採をしてもらいたい。 ・運営基本方針の防災方針について、建物や園路だけでなく収蔵資料も入れたほうがよい。
その他
<ul style="list-style-type: none"> ・特になし

専門部会審議報告書

部会名	令和5年度第1回 青少年科学館専門部会
開催日時	令和5年6月28日(水) 14:00～15:20
場所	青少年科学館 自然学習棟2階 学習室
出席者	委員>服部委員、南條委員、高橋委員、佐藤委員、山岡委員、常喜委員、眞壁委員 (欠席:川島委員、栗芝委員、上野委員) <事務局>久保館長、弘田係長、高中係長、杉浦指導主事、渡邊係長、齋藤主任、服部主任、内藤職員、上田業務責任者(指定管理者)
議事項目	(1) 令和5年度予算・事業計画について (2) 報告事項(今後の専門部会のスケジュールについて、その他)

決定・確認事項

- (1) 令和5年度予算・事業計画について
令和5年度の科学館の予算額及び配分、自然、天文、科学の各分野における収集保存、展示、調査研究、教育普及、ネットワーク、管理運営の各事業に係る事業計画について説明。質疑応答のうえ了承を得た。
- (2) 報告事項
今後の専門部会の開催スケジュール等について報告した。

主な意見

- (1) 昆虫の未登録標本の登録を進めるに当たって(数が多いため)協力体制が必要なのではないかと。
- (2) (委員の質問を受け、星を見る夕べの申込倍率が高く、曇りや雨の日でも参加者が8割程度であるとの回答に対し)曇った日などの工夫がよいのだと推察する。
- (3) 紀要に査読を導入するかについて、大学での紀要では査読がないと価値が低いとみられがち。査読の導入はした方がよいと思う。大学でも外部査読は多くはないと思うので、内部査読でも仕方ないかとは思いますが査読は導入した方がよい。
- (4) 科学館での作品展、連合の展示協力は学校としてありがたい。市内の作品展は保護者も関心があるので今後も継続を。
- (5) 建物が新しいので、耐震上問題はないと思うが、訓練の実施は必要だ。
- (6) 市内には外国人も多いので、項目だけでもSNS等で、英語による発信をした方がよいのではないかと。

その他

傍聴者:なし

5 川教総セ第 1246 号

令和 5 年 7 月 24 日

各関係団体 御中

川崎市総合教育センター

所長 鈴木 克彦

令和 5 年度平和教育映像教材等連絡調整会議に係る関係者の派遣について（依頼）

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。当総合教育センターの事業につきましては、格別の御理解とお力添えをいただき厚くお礼申し上げます。

さて、川崎市では昭和 59 年度より平和教育推進事業の一環として、平和教育問題等に関する映像教材等を購入し、広く市民の利用を進めながら視聴覚ライブラリーの運営を行っております。

今年度も映像教材の購入にあたり、令和 5 年度平和教育映像教材等連絡調整会議を開催し、選定候補教材をご視聴いただき出席者の皆様より専門的な見地からのご感想等を賜りたいと考えております。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、本会議の関係者として貴団体より会員 1 名を派遣くださいますようお願いいたします。

記

- 1 派遣依頼候補者 1 名
- 2 添付書類 平和教育映像教材等選連絡調整会議 出席者派遣書
- 3 締め切り 令和 5 年 8 月 31 日（木）までに情報・視聴覚センターまで返送願います。

なお、会議は、令和 5 年 11 月 17 日（金）9：30～16：00 に川崎市総合教育センター第 2 研修室にて開催予定ですが、出席依頼文は後日改めて送付いたします。

〒213-0001

川崎市高津区溝口 6-9-3

川崎市総合教育センター

情報・視聴覚センター 齊田 担当

電話 044-844-3712

FAX 044-844-3651

mail 88zyojoc@city.kawasaki.jp

平和教育映像教材等連絡調整会議要綱

(目的)

第1条 教育基本法の趣旨及び目的達成のために、平和教育推進事業の一環として、16ミリフィルム・ビデオテープ等（以下「教材等」という。）を購入し、広く市民の利用を進めるために平和教育映像教材等連絡調整会議（以下「会議」という。）を開催する。会議では、平和教育推進事業に関し、会議の委員の意見を求める。

(所掌事項)

第2条 会議は次の事項について協議する。

- (1) 第1条の目的を達成するために、川崎市総合教育センター情報・視聴覚センターにおいて購入する、教材等の選定に関すること
- (2) 映像教材等に係る平和教育推進事業に関すること

(委員の構成)

第3条 会議の委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 川崎市総合教育センター情報・視聴覚センター室長
- (2) 川崎市総合教育センター情報・視聴覚センター指導主事
- (3) 川崎市総合教育センターカリキュラムセンター指導主事

(教材等)

第4条 会議において協議する教材等の領域は、平和、国際理解、人権、環境等の分野の作品とする。

(関係者等の出席)

第5条 会議は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、その意見等を聴取することができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、川崎市総合教育センター情報・視聴覚センターにおいて処理する。

附則

この要綱は平成13年11月29日より施行する。

附則

この要綱は平成18年3月23日より施行する。

附則

この要綱は平成27年4月1日より施行する。

「文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について」社会教育委員からの意見まとめ(令和5年8月25日更新版)

番号	媒体	委員名	種別	① 質問・意見	② ①の要約	③ 文化財課コメント
1	第1回後意見書	石川委員	提案	新たな担い手として、ボランティア、地域住民等の積極的な勧誘が必要である。自分の地域に何があって、どういう意味が価値があるものかを知り、重要性和価値に目覚めてもらい「伝承する」ことを始めてもらうために提案したい	文化財を伝承していく新たな担い手として、市民ボランティアや地域住民等への積極的な啓発・勧誘を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁も「地域総がかり」で支える計画と位置付けています。ご指摘のとおり、まず、市民に身近な文化財について知ってもらうことが重要と考えています。 ① 現在、文化財課のホームページに各種文化財情報を掲載していますが、SNSの活用も含め、更に充実させる必要があると認識しています。またGoogleマップには、いろいろな文化財情報が掲載されています。こうした媒体の活用も必要と考えています。 ② リアルツアーとして、普段非公開の仏像などの指定文化財を特別公開し、参加者に解説する事業を行っています。また、発掘調査の成果を現地で解説する見学会、史跡や社寺をめぐるツアーなども行っています。課の体制や予算の事情もあり、数多くは実施できていないのが現状ですが、効果的な広報活動を推進したいと思います。 ・文化財関係の事業は、年配の方々に人気があります。一方、子どもや親子連れをターゲットにした催しも想定されますので、社会教育委員会委員の皆様からも関連団体等紹介していただけると幸いです。
2	第1回後意見書	石川委員	提案	① WEB上に地図と写真を載せ、アイコンをクリックすると各所に解説員が登場し、文化財について説明してくれるデジタルツアー。推奨の順番で巡りツアーを楽しむものとする。 ② 文化財をほんとうに見て、触れるリアル・ツアー。希望すれば随行員が解説するツアーとする。 小学校や老人クラブへの積極的なアプローチを考えたい。	Webサイトに地図・写真・解説を掲載したデジタルツアー(推奨順のツアーなど)の開設する。	
3	第1回後意見書	石川委員	提案	小学校や老人クラブなど様々な主体を対象に、文化財のリアルツアー(随行員による解説など)の実施する。	小学校や老人クラブなど様々な主体を対象に、文化財のリアルツアー(随行員による解説など)の実施する。	
4	第1回後意見書	金丸委員	提案	文化財のステッカーを用意して見知らぬ街での発見促進	文化財のステッカーを作成する(見知らぬ街での発見促進)。	<ul style="list-style-type: none"> ・指定文化財については、市や県で解説板を設置している例も多いのですが、解説板は設置場所や費用、維持管理の課題があり、なかなか増やすのは難しい状況です。ご提案のステッカーですが、屋外にあり、いつでも見学できる文化財の紹介用に簡易なステッカーを設置し、バーコード等利用してスマートフォンでホームページの解説を読むようにするのも一案かと思えます。
5	第1回後意見書	金丸委員	質問	小中学校の教育の中で文化財はどのように活用されていますか？	<p>小・中学校の教育の中で文化財はどのように活用されているか？</p> <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺跡を活用した出前事業(6年歴史)、学校の郷土資料室の資料を活用した昔の暮らし(小3)、総合的な学習など、学校や地域に所在する文化財を活用している。 ・教員が学区周辺の文化財について把握するしくみが必要と考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校では社会科の地域学習、歴史学習として、川崎市内の遺跡や古墳、ニヶ領用水等について学びます。また、縄文土器に触れたり、橘樹官衙遺跡群、加瀬古墳群等の近くの学校への出前事業、学校の郷土資料室の資料を活用した昔の暮らし、総合的な学習などにおいて、学校や地域に所在する文化財を活用しています。 ・どの学校も学区や児童の住んでいるまちについて、必ず地域学習を行うので、教員が学区周辺の文化財について把握できるようしくみが必要と考えています。
6	第1回後意見書	金丸委員	提案	PTAでの活用につきまは、例えば、小学校PTAで作成の危険区域マップに文化財の記載を頂く事も可能では。危険マップから地域発見マップへの進化もできるかな？と考えます。	小学校PTAで作成している危険区域マップに文化財を記載(危険マップから地域発見マップへ進化)するなど、既存のマップ等の活用もできるのではないかと。	<ul style="list-style-type: none"> ・面白い取組と思います。親子連れで楽しめる身近な文化財情報について、本来の目的を妨げない範囲で、保護者に直接提供できるしくみがあるとよいですね。 ・市の連合会などからの呼びかけをお願いすることはできるのでしょうか？
7	第1回後意見書	奥平委員	意見	川崎の歴史について扱っている市内の劇団の演劇など、無形文化財についても意識的に整理していただければと思います。	無形文化財についても意識的に整理した方が良いでしょう。	<ul style="list-style-type: none"> ・50年以上の歴史を持ち、市民も出演する劇団の文化芸術活動は、文化行政とも連携して推進する必要があると思われます。無形文化財については、乙女文楽の活動支援を位置づけていますが、市の歴史文化を取り扱った演劇作品等については連携の可能性を探っていただければと考えています。
8	第1回後意見書	奥平委員	意見	沖縄やコリアンとの関係はダイバーシティの観点からもひとつの文化といえるように思います。負の歴史も含めてとても川崎らしい。	沖縄やコリアンとの歴史的な関係はひとつの文化といえる。	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄から移住した方々により継承されている沖縄民俗芸能は、県指定無形民俗文化財となり、現在でもさかんに活動されています。 ・在日韓国朝鮮人の方々による民族芸能は、川崎の多様性を象徴する活動ですが、歴史的な経緯等を踏まえ、日本の歴史文化を対象範囲とする文化財としての扱いよりも、多文化共生という視点で発信されているのが本市の状況です。
9	第1回後意見書	奥平委員	意見	ストーリー性をもたせ、ひとつの“群”としてとらえるのも活用や、人の記憶に残るやり方としてとても良いと思いました。	ストーリー性をもたせ、様々な文化財をひとつの“群”としてとらえて活用していくことは、人の記憶に残るやり方としてとても良いと思う。	<ul style="list-style-type: none"> ・このことにより、さまざまな担い手が同じ方向を向いて取り組むことができるようになるかと考えています。
10	第1回後意見書	奥平委員	提案	エンタメに昇華することで歴史や文化に親しみやすくなっていると思います。未来の子どもたちに伝えるという意味では歌にする映像にするなど含めてエンタメの力を借りることも効果があるように思います。	「歌にする」「映像にする」など、エンターテインメントから文化財へのアプローチする取組も効果があると思う。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域計画の作成やその周知によって、エンターテインメントからの市の歴史文化へのアプローチが増えていくことを期待しています。No.7のご意見・回答も併せて、文化芸術と文化財での連携により、多くの市民に川崎についての理解を深めてもらう取組が必要だと思います。
11	第1回後意見書	秋元委員	提案	「新たな市民ミュージアム」自身が被災した記録(破壊された第3収蔵庫(歴史分野)扉のような被災物に留まらず、解体、洗浄作業を含む)を新たな防災歴史資料として保存することにより、多摩川との関わり合いが深い「地域の歴史・文化の特徴を活かしたまちづくり」の一助とする。	市民ミュージアムの被災の記録を新たな防災歴史資料として保存し、多摩川との関わり合いが深い「地域の歴史・文化の特徴を活かしたまちづくり」の一助としてはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなミュージアムについては、所管局である市民文化振興室が中心となり、本年度中に基本構想を策定する予定です。運営方法等については、基本構想の策定後に検討されるものと承知しています。 ・文化財課としては、被災した資料やそのレスキューの過程などを含め、本市の歴史文化をひもとく文化財が適切に保存・活用されるよう、連携をしていきたいと考えています。 ・市民ミュージアムについて、何をどこまで記載するかについては、所管局と協議します。
12	第1回後意見書	秋元委員	提案	洪水による古多摩川流路の北遷、狛江水害に関連して宿河原堰を設計した農業土木技術者平賀英治氏の論文資料及び久地円筒分水見本等並びに多摩川水害訴訟に関する最高裁判決(平成2年12月13日)資料2)を展示することにより、治水、利水に関わる歴史・文化を「次世代に継承」する。	洪水による古多摩川流路の北遷や、狛江水害に関連して宿河原堰を設計した農業土木技術者平賀栄治氏の論文資料、久地円筒分水の模型、多摩川水害訴訟に関する最高裁判決等を展示し、治水や利水に関する歴史・文化を「次世代に継承」してはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩川の利活用、治水、ニヶ領用水の開削などは、川崎市の発展の歴史と深い関わりがあります。地域計画においても、「歴史文化の特徴」「関連文化財群」などで取り上げることになります。

番号	媒体	委員名	種別	① 質問・意見	② ①の要約	③ 文化財課コメント
13	第1回後意見書	秋元委員	提案	被災収蔵品レスキュー活動において直面した修復再生経験及び電磁化技術という歴史・文化を「全国各地の博物館に発信」する拠点として、「先端修復技術研究所」(仮称)を新たなミュージアム内に新設する。	市民ミュージアムの被災収蔵品レスキュー活動における修復再生経験や電磁化技術等を「全国の博物館に発信」する拠点として、「先端修復技術研究所」(仮称)を新たなミュージアム内に新設してはどうか。	・市民ミュージアムの被災資料レスキュー活動は、全国の各方面からの援助、指導助言を受けながら、今後も進められます。レスキュー活動及びそこで得られた知見は、報告書として刊行されることになります。新たなミュージアムにおいても、今後の基本計画の中で反映される部分もあると思われます。
14	第1回後意見書	秋元委員	提案	先端修復技術を商業的に活用することにより得られる収益を博物館機能の維持拡大に利用する活用することは、「改正法」における「博物館運営の改善・向上」に沿うものであり、「社会教育の振興」及び地域の「文化財の将来を支える仕組みづくり」にも資する	先端修復技術を商業的に活用し、その収益を博物館機能の維持拡大に利活用してはどうか。	・映画部門は被災前の市民ミュージアム9部門の1つであり、修復作業も外部専門家の指導助言により進められています。所管部局が検討することになりますが、自治体の博物館として、その役割である地域の「資料収集、調査研究、展示・教育普及」をまずは着実に実施できる基本計画が必要であると考えます。
15	第1回後意見書	秋元委員	提案	1. 川崎宿の名物「万年堂の奈良茶飯」を提言1)2) 2. 川崎市多摩区(菅)の「のらぼう菜」は、小沢城の城主であり、源頼朝の重臣である稲毛三郎重成に北条正子の妹(元子、一説に綾子)が嫁入りする際に種を持参した、というアブラナ科の伝統野菜を提言	川崎宿の名物「万年屋の奈良茶飯」や、稲毛三郎重成に北条政子の妹が嫁入る際に種を持参したという伝統野菜「のらぼう菜」を提言する。	・伝承については、その歴史的な裏付けを十分に確認する必要があり、伝承があることのみを根拠に「文化財」として扱うことは、注意が必要と考えます。 ・東海道川崎宿や稲毛重成に関わる伝承として、地域づくりに活用するのはとてもよいアプローチであると考えます。
16	第1回後意見書	秋元委員	提案	工業都市 川崎の近未来性を象徴する「かわさきプラスチック循環プロジェクト」環境教育分館を南部に設置	工業都市川崎の近未来性を象徴する「かわさきプラスチック循環プロジェクト」環境教育分館を南部に設置してはどうか。	・本市における環境教育を担う施設として、「川崎エコ暮らし未来館」や環境総合研究所、キングスカイフロントの施設等において取組を実施中です。
17	第1回会議	和田委員	意見	子どもたちへの教育の観点から考えると、関連文化財群に関して登場する人物が男性・大人ばかり。子どもたちにとって興味がわくようなこどもが主人公のストーリーを展開できないか。	関連文化財群に登場する人物が男性で大人ばかりのように感じる。子どもたちが身近に感じ、興味がわくようなこどもが主人公のストーリーを展開できないだろうか。	・文化財は我が国の歴史を正しく理解する、という観点から取り扱うことが大前提です。記録や事件で女性や子どもが主人公となるエピソードがあればもちろん積極的に取り上げたいと考えています。 ・現状では、文化財への感心が高いのは、比較的高齢者が多いのですが、子ども、親子連れなどもターゲットにした活用事業や、周知すべき家庭教育など関係団体について、社会教育委員会議の委員の皆様からアドバイスをいただけると幸いです。
18	第1回会議	丹間委員	意見	文化財の活用はもちろん大事だが、未来の人も活用できるという観点で考えることが必要ではないか。	文化財の活用はもちろん大切であるが、未来に継承し、先の世代での活用も見据えて考えていくことが必要ではないか。	・文化財の保存に悪影響を及ぼすような活用はあってはならず、その一方で、文化財を次世代へ継承していく上で、その大切さを多くの人々に伝えていくことが不可欠であり、このため文化財の活用による理解の促進が必要で、保存と活用の好循環を生み出していくことが不可欠と考えています。
19	第1回会議	和田委員	意見	計画の中で取り扱う「文化財」を少し柔軟に何が文化財かということを含めて議論していくと面白い観点が出てくるのではないか。	計画の中で取り扱う「文化財」を柔軟に捉え、何が文化財かということなども含めて議論していくと面白い観点が出てくるのではないか。	・近年文化財の「我が国の歴史や文化を正しく理解するために必要なもの」という定義は維持しつつ、将来的には食文化なども含め取り扱っていきたいと考えます。また、文化財の価値を伝えるための記憶や記録の伝承は積極的に収集していきたいと考えています。 ・身近な文化財を知ることで、地域の歴史文化への理解を深めてもらうという、「地域文化財顕彰制度」も踏まえ、文化財の敷居が低くなるよう、委員の皆様のご意見もいただきたいと考えております。
20	第1回会議	河村委員	意見	すでに活動されているたくさんの団体の方たちの意見をまず聞きたいなというふうに思った。その人たちのニーズがあって、その人たちが何に困っているかとか、どういところをサポートしてほしいとか、そういうことがあってこういう計画が出来上がっていくという、そういう流れもあっていいのでは。実際に携わっている方を対象にしたアンケートとかそういうのを取られるような予定であるか	すでに活動されている団体等に意見を伺うなどしながら、ニーズや課題、必要な支援などを整理・把握し、計画に反映させていくような流れもあっていいのではないか。	・地域計画の作成にあたり、広く関係者から意見聴取する目的で懇談会を組織しています。そちらには実際に文化財に直接かかわる団体の方が委員になっており、そちらでご意見を伺っていきます。 アンケートについては予定はしていませんが、多くの方に様々な機会を通じて御意見を伺いたいと考えています。
21	第1回会議	河村委員	質問	すでに活動されているたくさんの団体の方たちの意見をまず聞きたいなというふうに思った。その人たちのニーズがあって、その人たちが何に困っているかとか、どういところをサポートしてほしいとか、そういうことがあってこういう計画が出来上がっていくという、そういう流れもあっていいのでは。実際に携わっている方を対象にしたアンケートとかそういうのを取られるような予定であるか	文化財の保護活用に実際に携わっている方を対象にしたアンケートを実施する予定はあるか？ <回答> ・アンケートについては予定はしていませんが、多くの方に様々な機会を通じて御意見を伺いたいと考えています。	
22	第1回会議	井口委員	提案	①南アルプス市が平成30年に文化財のデジタルアーカイブの公開をしている。子どもたちが作った地域学習成果を、世代を超えてつなぐことができる。また、市民がストーリーを作って、デジタルアーカイブによってアウトプットしていくことができる。 ②令和4年に幸市民館がデジタルアーカイブを制作する講座をやっている。川崎市平和館で展示をしたようだ。 次回の会議でデジタルアーカイブの事例について紹介できると思う。	平成30年に南アルプス市が文化財のデジタルアーカイブの公開をしており、子どもたちの地域学習成果なども活用し、世代を超えてつないでいる。また、市民がストーリーをつくり、デジタルアーカイブによってアウトプットしていくことができている。このような取組を参考にしてはどうか。	・デジタルアーカイブの取組は、さまざまな文化財調査の情報を総合することが必要ですが、本市においては過去の調査情報を紐づけることが十分にできていません。地域計画では、今後の取組方針として、文化財調査の情報を適切に管理していくこととしていますので、こういった取組が進んでいくことによって、データベースやデジタルアーカイブの制作等へ繋げていくことができるのではないかと考えています。
23	第1回会議	井口委員	提案	①南アルプス市が平成30年に文化財のデジタルアーカイブの公開をしている。子どもたちが作った地域学習成果を、世代を超えてつなぐことができる。また、市民がストーリーを作って、デジタルアーカイブによってアウトプットしていくことができる。 ②令和4年に幸市民館がデジタルアーカイブを制作する講座をやっている。川崎市平和館で展示をしたようだ。 次回の会議でデジタルアーカイブの事例について紹介できると思う。	令和4年に幸市民館がデジタルアーカイブを制作する講座を実施し、その成果を川崎市平和館で展示をしたと聞いているが、このような取組も参考にできるのではないか。	

番号	媒体	委員名	種別	① 質問・意見	② ①の要約	③ 文化財課コメント
24	第2回後 意見書	中村議長	提案	「地域総がかりで文化財の将来を支える仕組みづくりが必要」とするのであれば、学校や地域活動をしている人々が、デジタルアーカイブに参加できる仕組みを作るのが良いのではないのでしょうか。高校生を活用できたら、本当に素晴らしいと思います。	学校や地域活動をしている人々が、デジタルアーカイブに参加できる仕組みを作ると良いのではないかと。	<ul style="list-style-type: none"> 文化財のデジタルアーカイブ化の目的は、貴重な文化財の映像等をデジタルデータとして保存し、インターネット等を通じて普段見ることのできない文化財に気軽に触れたいという要望が、現物が劣化・損傷してしまっても、学術的にも利用できる文化財情報として後世に伝えていくことです。 川崎市の場合、行政による文化財の情報のデータベース化が完了していない状況ですので、まずは文化財の現状と過去の調査データ等を紐づける作業が必要と考えています。 市民の皆様にご協力いただきながら、文化財の所在状況や保存状態等の情報を収集するなど、市民参画型で文化財の保存・活用の取組を推進することは、周知・啓発という面でも、有用であると考えています。 市民から寄せられた情報や市民参加により作成したデータを、デジタルアーカイブとして発信していくためには、内容の正確性や学術的な裏付け作業が必要であると考えていますので、どのような仕組み・体制で取り組むのか、十分な検討が必要です。
25			提案	プラットフォームだけ作り、コンテンツは市民が作ってあげれば、市制100年を迎える川崎らしい取り組みになると考えられます。	市がプラットフォームをつくり、コンテンツは市民がつくっていくような取組を行えば、市制100年を迎える川崎らしい取組となるのではないかと。	
26	第2回後 意見書	奥平副議長	意見	学校教育とのさらなる連携が必要ではないかと思いました。	学校教育との更なる連携が必要ではないかと。	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育との連携は大変重要であると考えています。単なる学校の負担増とならないよう、現状の取組の活用や連携の手法・仕組み等を丁寧に検討していくことが必要であると考えています。
27			提案	今のご提案では学芸員の出前授業、副読本への掲載などが想定されておりそれ自体は意味があると思いますが、子どもたちにとっては少し受け身学習になってしまう懸念もあります。	子どもたちが主体的に行う探求学習や、さまざまな地域活動の中で、文化財をデジタルで記録し、デジタルマップ等のコンテンツに反映させていくような企画があれば、次世代への継承や担い手の発掘、地元への理解など、さまざまなメリットが同時に担えると思う。	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市地域文化財顕彰制度」を活用し、「総合的な学習」や「地域しらべ」等といった学校で扱う単元のなかで、文化財を調べたり、記録したりする活動に取り入れてもらえるよう、校長会や社会教育研究会等への働きかけをしていきたいと考えています。
28			提案	(4)で活用の担い手の計画もありましたが、子どもたち自身の探求学習、地域活動のなかで文化財を(デジタル)記録し、それをデジタルマップのコンテンツに反映させていくような企画があれば、次世代への継承、担い手の発掘、地元への理解、などさまざまなメリットが同時に担えるように思います。	子どもたちが撮影した写真やコメントなどを、リアルタイムでSNSに反映していくような取組を検討してはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちのSNS利用については、ネットリテラシーの確保等の課題があり、また、投稿した情報の正確性や文化財所有者への許諾、著作権等の取り扱いなど、検討すべき課題がありますので、慎重な検討が必要であると考えています。
29			提案	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの撮影したスマホでの写真とコメントがリアルタイムでSNSに反映されていく 夏休みの文化財をテーマにした自由研究がデジタルアーカイブに公式にストックされていく 寺子屋特別版として子ども博士の授業を行う(子どもによる子どもと大人のための授業) 	子どもたちの夏休みの自由研究で文化財をテーマにしたものを、デジタルアーカイブとして公式にストックしていくような取組を検討してはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの自由研究を活用していく取組については、子どもの興味・関心を文化財等に向けただけでなく、子どもたちにとっても達成感等を高める取組になると思います。 デジタルアーカイブにつきましては、公開していく上で、内容の正確性や文化財所有者への許諾、著作権等の取り扱いなど、検討すべき課題がありますので、慎重な検討が必要であると考えています。
30			提案	<ul style="list-style-type: none"> 授業を動画で残す 	寺子屋特別版「子ども博士の授業」のような、子どもによる子どもと大人のための授業を実施してはどうか。また、そうした授業を動画で残し、活用するなどしても良いかもしれない。	<ul style="list-style-type: none"> 地域の寺子屋事業との情報共有・連携を含めて検討したいと考えています。 授業の動画につきましては、デジタルアーカイブ的な活用もあろうかと思いますが、近年、肖像権等の観点から保護者の許諾等の課題等がありますので、慎重な検討が必要と考えています。
31	第2回後 意見書	石川委員	提案	文化財保護の両輪ともいえる「保存」と「活用」について考察すると、底辺からの盛り上げこそ、必要であり、大いなる意識づけが不可欠である。「重要性への目覚め」や「揺り起こす作業」に取り組むたい。できれば「楽しむ」「笑う」の目線をいれて広がりや親しみやすさを揺り起こす。たとえば「知る」「見る」「触れる」のステップを踏んだ「つながる」への道づくり。 【具体的には】	青少年指導員による活動プログラムで実施している「地域のスタンプラリー」の中に、文化財スタンプラリーを取り入れてみるのも良いかもしれない。	<ul style="list-style-type: none"> 実現したら大変有り難い取組であると思います。具現化に向けて、是非、関係団体の御紹介等、御協力をお願いいたします。
32			提案	地域振興、観光資源、産業振興につながることを考えると、まちづくりの協議会、観光協会、町内会自治会等の組織をつなぐ地域コミュニティを利用し展開する。 ① 青少年指導員による活動プログラムに「地域のスタンプラリー」の中に、文化財スタンプラリーを取り入れる。 ② スポーツ推進指導員の「歩こう会」に地域文化財を訪ねるプログラムを加える。 ③ 地域による文化財協議会の編成⇒例えば「影向寺を地域で守る会」を立ち上げ宮前区野川地域の自治会で集まり、身近にある文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について考える。	スポーツ推進指導員の「歩こう会」に地域文化財を訪ねるプログラムを加えてみるのも良いかもしれない。	<ul style="list-style-type: none"> 実現したら大変有り難い取組であると思います。具現化に向けて、是非、関係団体の御紹介等、御協力をお願いいたします。
33			提案	地域のつながりを「文化財」で深めたい。	「影向寺を地域で守る会」を立ち上げ宮前区野川地域の自治会で集まり、身近にある文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について考えるなど、地域による文化財協議会を編成してはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> 麻生区岡上地区などでは、地域文化財に決定した文化財について、町会として解説板を設置しています。このような地域のコミュニティが文化財の活用に取り組む機運を地域計画の作成を通じ醸成していきたいと考えています。

番号	媒体	委員名	種別	① 質問・意見	② ①の要約	③ 文化財課コメント
34	第2回後 意見書	秋元委員	提案	<p>(前回の奥平委員の提案「歌にする」「映像にする」など、エンターテインメントから文化財へのアプローチする取組も効果があると思う。について)</p> <p>・「映像にする」…①監督:川崎市出身である濱口 竜介氏、プロデューサー:麻生区 の日本映画学校(現:日本映画大学)卒業生である山本 晃久氏 (第94回アカ デミー賞において 国際長編映画賞に輝いた「ドライブ・マイ・カー」の監督、プロ デューサー)</p> <p>②川崎市立の小学校、中学校、高等学校の出身者であり、多摩区在住作家でも ある、島田 雅彦氏</p> <p>・ロケ地(案) 多摩丘陵、小沢城址、日本民家園、三沢川、多摩川、ミュージアム 川崎シンフォニーホール</p> <p>・「歌にする」ピオラ演奏者(案)洗足学園音楽大学の首席卒業生、同大学院修了 者であるピオラ奏者、生野 正樹氏</p>	<p>歌や映像など、エンターテインメントから文化財へのアプローチする取組で、映像で は、監督を川崎市出身の濱口竜介氏、プロデューサーを日本映画学校卒業生の 山本晃久氏、脚本を多摩区在住作家の島田雅彦氏、ロケ地は多摩丘陵や小沢 城址、日本民家園、三沢川、多摩川、ミュージアム川崎シンフォニーホールなど採用 してはどうか。また歌では、ピオラ演奏者の洗足学園音楽大学大学院修了者の 生野正樹氏を採用してはどうか。</p>	<p>・川崎市には、各分野において活躍されている方々がおられますので、そういった 方々に御協力いただくことは有用であると思いますので、計画策定後の具体的な取組 の際に参考にさせていただきたいと考えています。</p> <p>・演劇や歌などの文化活動を通じて、文化財の周知や活用・魅力発信につなげるとい う視点は有用でありますので、計画策定後の具体的な取組の参考にさせていただきた いと考えています。</p> <p>・演劇や音楽などの関連団体の方々との情報共有や連携という視点でも、是非、御協 力をお願いしたいと考えています。川崎市には、各分野において活躍されている方々 がおられますので、そういった方々に御協力いただくことは有用であると思いま すので、計画策定後の具体的な取組の際に参考にさせていただきたいと考えていま す。</p>

川崎市文化財保存活用地域計画の構成（素案イメージ）（案）

序章

1 計画作成の背景と目的

(1) 文化財をめぐる社会状況の変化と法改正

近年の社会環境の変化、価値観の多様化、少子高齢化に伴い、生活のなかに息づいてきた文化財を次世代に継承することが難しくなっています。文化財を次世代に伝えるためには、所有者や行政のみでなく、地域総がかりで文化財の将来を支える仕組みづくりが必要です。

未指定を含めた文化財を総合的に把握し、計画的に保存活用したうえで、まちづくりに生かすことが期待されています。これらの施策を着実に実行するため、平成 30（2018）年の文化財保護法の改正により、市町村において文化財の保存及び活用に関する総合的な計画「文化財保存活用地域計画」の作成が制度化されました。

(2) 本市におけるこれまでの取組

- 昭和 34（1959）年 7 月 川崎市文化財保護条例制定
- 昭和 42（1967）年 7 月 川崎市日本民家園開園
- 昭和 63（1988）年 4 月 川崎市市民ミュージアム開館
- 平成 17（2005）年 4 月 川崎市文化芸術振興条例施行
- 平成 26（2014）年 3 月 『川崎市文化財保護活用計画』策定

(3) 本計画作成の目的

本計画は、文化財保護法第 183 条の 3 第 1 項に基づいて作成します。市の最上位計画である川崎市総合計画に掲げる都市の将来像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向け、歴史・文化を生かしたまちづくりを進めることを目的とします。

市域の歴史文化や文化財の特徴を整理するとともに、未指定文化財を含めた文化財の保存と活用の方針と今後実施する具体的事業を定め、進行管理を行っていきます。

2 計画期間

本計画の計画期間は、令和 6（2024）年度から 15（2033）年度の 10 年間として、文化財保存活用の基本方針を定めます。

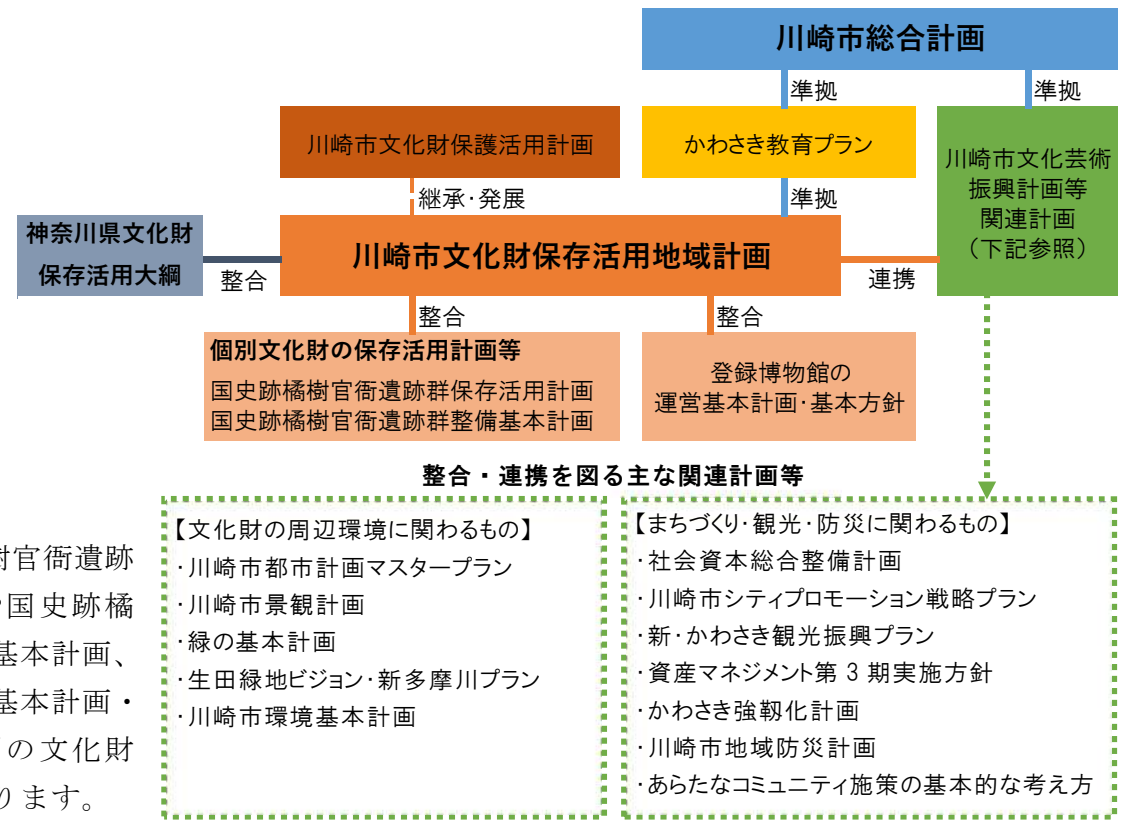
計画内容は適切に進行管理を行い、市総合計画や関連する分野の計画の改定の際には、計画内容の点検を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	和暦	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16~R25
	西暦	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034~2043
川崎市文化財保存活用地域計画		川崎市文化財保存活用地域計画：10年間										次期計画期間
川崎市総合計画												
基本構想		30カ年計画										
第3期実施計画		4カ年計画										
川崎市教育振興基本計画(かわさき教育プラン)		第3期実施計画										
		4カ年計画										

3 地域計画の位置づけ

本計画は、神奈川県文化財保存活用大綱と、川崎市総合計画・川崎市教育振興計画かわさき教育プランに整合させるとともに、市内の各部署の文化財に関わる計画との連携を図っていきます。

また、国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画や国史跡橋樹官衙遺跡群整備基本計画、登録博物館の運営基本計画・基本方針等の個別の文化財事業との整合を図ります。



4 用語の定義

(1) 文化財

本計画における「文化財」は、文化財保護法や県・市の文化財保護条例に基づき、保護がなされている「指定・登録等文化財」、川崎市地域文化財顕彰制度により決定された「川崎市地域文化財」、そのほか指定等がなされていない「未指定文化財」が含まれます。

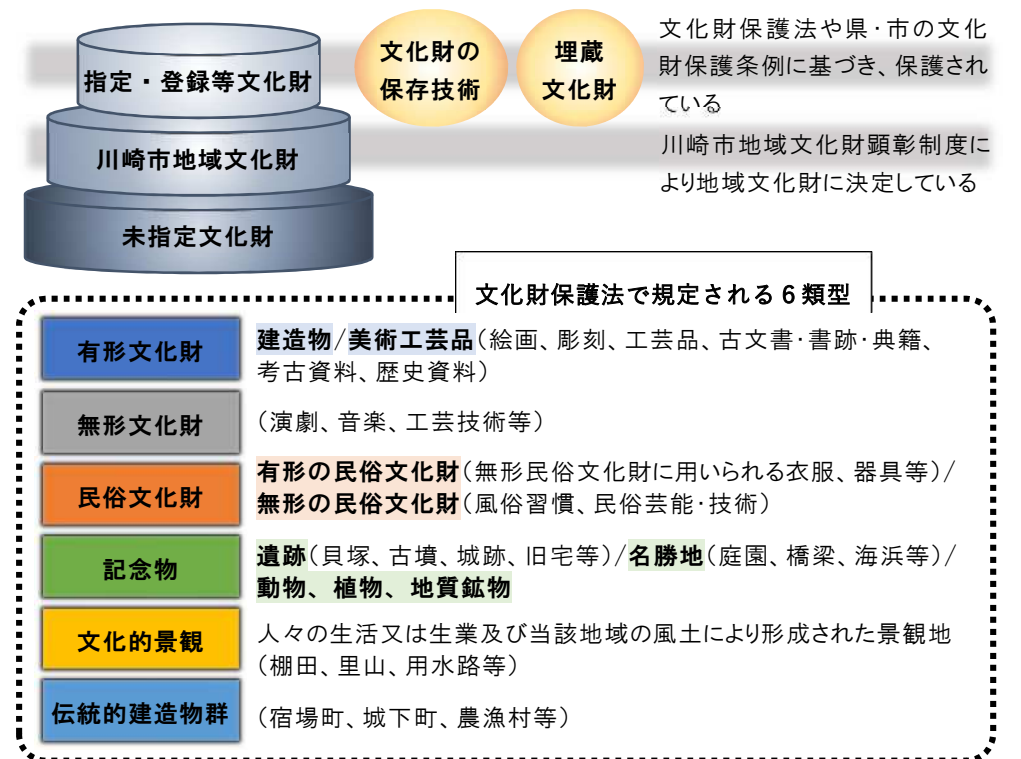
(2) 歴史文化

文化財とその関連する諸要素が一体となったものとして捉えます。

(3) 文化財の調査

(4) 文化財の保存と活用

- ①文化財の保存 文化財としての価値を後世に向けて確実に維持すること
 - ②文化財の活用 文化財としての価値を踏まえ適切に現代社会に生かすこと、文化財の価値を共有するための活動を行うこと
- 文化財の活用による理解を促進し、保存と活用の好循環を生み出していくことが不可欠です。



川崎市文化財保存活用地域計画の構成（素案イメージ）（案）

第1章 川崎市の概要

- 1 自然的・地理的環境：(1)位置・面積 (2)地形・地質 (3)気候 (4)生物環境
- 2 社会的状況：(1)人口 (2)産業 (3)土地利用 (4)博物館施設 (5)交通
- 3 歴史的背景：(1)市のなりたち (2)各区の特徴

第2章 川崎市の文化財の概要

1 市域の文化財の状況

文化財の件数（2022年11月現在）

種別/区分	指定・登録等文化財						川崎市文化財 保護条例に おける呼称	川崎市 地域 文化財	未指定 文化財
	国		神奈川県		市	国			
	指定/選定	選択	指定	選択	指定	登録			
有形文化財	16	-	17	-	102	5	重要歴史記念物	88	0
建築物	7	-	11	-	19	5		28	
美術工芸品	9	-	6	-	83	0		60	
絵画	2		1		32	0		3	
彫刻	1		3		19	0		4	
工芸品	2		2		1	0		2	
古文書・書跡・典籍	2	-	0	-	14	0		10	
考古資料	2		0		17	0		1	
歴史資料	0		0		0	0		40	
無形文化財	0	0	0	0	-	0	重要習俗技芸	1	
民俗文化財	1	0	4	1	12	0		91	0
有形の民俗文化財	1	0	0	0	9	0	重要郷土資料	62	
無形の民俗文化財	0	0	4	1	3	0	重要習俗技芸	29	
記念物	1	-	6	-	2	2		10	0
遺跡	1	-	4	-	1	1	重要史跡	4	
名勝地	0	-	0	-	0	0	重要勝地	0	
動物、植物、地質鉱物	0	-	2	-	1	1	重要天然記念物	6	
文化的景観	0	-	-	-	-	-		0	0
伝統的建造物群	0	-	-	-	-	-		0	0
合計	18	0	27	1	116	7	169	190	0
文化財の保存技術	0		0		-	-	0	0	

(1) 指定・登録等文化財

市内において、文化財保護法や神奈川県文化財保護条例、川崎市文化財保護条例に基づき、指定・登録等された文化財のことを言います。

指定等文化財の数は令和4(2022)年12月現在、169件です。その内訳は、国指定文化財が18件、県指定文化財が27件、県選択無形民俗文化財が1件、川崎市指定文化財が116件、国登録文化財が7件です。

類型別にみると、有形文化財、民俗文化財、記念物は各類型が指定されていますが、無形文化財、文化的景観、伝統的建造物群については指定・登録等がなされていません。

(2) 川崎市地域文化財

平成29(2017)年12月に「川崎市地域文化財顕彰制度」を制定しました。地域に根差した様々な文化財を幅広く顕彰・記録することで、地域で守られ、伝えられてきた文化財に光をあて、多くの人々にその価値を伝えていくことを目指すものです。市内の文化財を幅広く把握するため、対象文化財の保存や活用に関わりのある市民団体等からの推薦をもとに、文化財審議会からの意見聴取を行った上で決定しています。令和4(2022)年12月28日現在、213件の地域文化財が決定されています。

(3) 未指定文化財

市域に所在する文化財のうち、指定・登録等文化財と地域文化財を除いた文化財をいい、令和5年●月現在に把握している未指定文化財は△△△△件（博物館に収蔵されている未指定文化財は除く）です。

2 市内に所在する文化財の概要

文化財保護法の類型に沿って市内にある文化財の概要を示しました。

(下線のある類型は把握していない)

- 1 有形文化財
〔①建築物、②美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、古文書・書籍・典籍、考古資料、歴史資料）〕
- 2 無形文化財
- 3 民俗文化財（有形民俗文化財、無形民俗文化財）
- 4 記念物〔①遺跡（埋蔵文化財包蔵地）、②名勝地③動物・植物 ④地質・鉱物〕
- 5 文化的景観
- 6 伝統的建造物群

第3章 川崎市の歴史文化の特徴

1 歴史文化の概要

- (1) 原始 (2) 古代 (3) 中世 (4) 近世 (5) 近代 (6) 現代

2 川崎市の歴史文化の特徴 ※歴史文化の概要から以下の特徴が導き出されます。

- (1) 水辺に育まれたまち
- (2) 丘陵に抱かれた暮らし
- (3) 各時代の最先端の情報や技術を取り込んできた地域
- (4) 江戸幕府を支える社会基盤の整備により開発されたまちと賑わい
- (5) 日本の近代化を牽引しつつ拡大・発展したまち



重要文化財
旧伊藤家住宅（日本民家園）



登録有形文化財
昭和電工川崎事業所本事務所



重要文化財
影向寺木造薬師如来両脇土像

第4章 文化財の保存・活用に関する方針

1 『川崎市文化財保護活用計画』に基づくこれまでの取組み

平成25（2013）年度に策定した『川崎市文化財保護活用計画』では、「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」を基本理念に掲げ、文化財保護施策の3つの方向性（文化財の価値の共有と継承、文化財の魅力を生かした地域づくり、文化財をみんなで支える仕組みづくり）を示し、その実現にむけ整理した5つの方針に基づきから、総合的に施策を展開してきました。

本計画においても、文化財の保存・活用を推進するにあたり、『川崎市文化財保護活用計画』の理念を踏襲して、川崎市が目指すべき都市像（基本理念）を設定します。

2 文化財の保存・活用に関する基本的な考え方

(1) 文化財の保存・活用に関する基本理念

目指すべき都市像：「文化財が人をつなぎ、地域のたからを守り育むまち」

文化財は地域の歴史を伝え、市民に誇りと愛着を与えてくれます。文化財を保存・活用することを通じて、地域の歴史や記憶を伝承し、地域の人と人がつながり、ともに学び楽しみ活動することで、地域のたからを守り育む、魅力あるまちづくりに寄与していくことを目指します。

(2) 計画期間における基本方針

本計画では、基本理念の実現のため、次の3つを文化財の保存活用の基本方針とし、個別の方針を導き出すために4つの項目を設定しました、

基本方針①「文化財の価値の共有と継承」

文化財は、歴史や文化の営みのなかで、自然環境や社会、生活を反映して育まれ、継承されてきた地域のたからで、今日の文化の基礎をなすとともに、私たちに知や技を伝え、日々の暮らしに精神的な豊かさをもたらす、感性や生きる力を育ててくれます。文化財は歴史や文化を正しく理解するために必要不可欠なものであり、将来の文化の向上、発展の基礎となるものです。このため、市民共有の財産として、長く将来にわたって守り伝えるため、その価値を市民が共有し、継承していくことが必要です。

4つの項目

(1) 文化財の現状把握・調査・研究の強化

(2) 文化財の保存・継承・修理・整備

基本方針②「文化財の魅力をいかしたまちづくり」

文化財は、地域の歴史や文を物語る市民共有の貴重な財産として保存・活用されることで文化財の価値が多くの人々に理解され、市民の誇りとして継承されることから、市民が主体となった保存・活用の取組が重要です。市民自らが暮らす地域の歴史や文化財を知り、地域資源として魅力あるまちづくりにいかす取組をより一層進めていきます。

(3) 文化財の普及と活用の推進

基本方針③「文化財をみんなで支える仕組みづくり」

文化財を次世代に継承するためには、行政や関係機関とともに、市民や地域団地の幅広い参加により保存活用をしていくことが必要です。そのための体制や場所の整備など「文化財をみんなで支える仕組み」づくりに取組みます。

(4) 文化財の保存・活用の担い手の育成

3 文化財の保存・活用に関する現状と課題

「川崎市文化財保護活用計画」における文化財の保存と活用に関する現状と課題について、3つの方針に基づき、4つの項目で整理し、本計画において対応すべき課題を以下に示しました。

(1) 文化財の現状把握・調査・研究の強化

分類	類型	現状の取組み	課題
① 現況把握 ※これまでに実施した各分野の調査状況と課題は「文化財の現況把握調査の状況」のとおり			
指定文化財	有形文化財 民俗文化財 記念物	・職員や文化財調査員による定期的な保存状況の把握の実施 ※建造物・彫刻・絵画、記念物、有形の民俗文化財等	・職員の専門知識や調整能力等の資質向上
地域文化財	6類型共通	・地域文化財顕彰制度の運用による把握	・決定数の増加に伴い、決定後の状況把握ができていない文化財がある
未指定文化財	6類型共通	・昭和50年代から市や県の教育委員会が主体となり、石造物や民俗文化財等各種文化財の所在確認調査を実施 ・平成29年度に川崎市地域文化財顕彰制度を創設、未指定文化財の把握に努めている	・開発による地形や景観の変化、住居表示の実施、所有者の代替わりなどにより文化財を取り巻く環境が大きく変化しており、追跡調査が困難になっている ・川崎市地域文化財顕彰制度の認知度の向上
		埋蔵文化財	・開発行為に伴い、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の取り扱いを決定するため、現況確認を実施
② 文化財の調査情報の管理			
指定文化財	有形文化財 民俗文化財 記念物	・調査員が作成した報告書は対象ごとにファイリングし、経年の変化等を把握できるように管理	-
地域文化財	全類型共通	・地域文化財に決定した際に台帳を作成	・台帳情報の更新が適切に行っていない
未指定文化財	全類型共通	・実施した調査ごとに報告書を刊行 ※「川崎市石造物調査報告書」「発掘調査報告書」など	・デジタル化されておらず、情報の検索に時間がかかる ・写真や図面などのデータの整理、調査間の情報の紐づけができていない
③ 文化財の価値を明らかにするための調査の実施			
指定文化財	記念物（遺跡関係）	・橘樹官衙遺跡群の国史跡指定に伴い、遺跡群の範囲や価値を明らかにするための調査を継続的に実施	・関連する範囲が広大かつ、都市化が現在形で進行しているため、弾力的な対応が必要
	記念物（遺跡関係）	・保存のため、現状維持を図っている ※西福寺古墳、東高根遺跡など	・指定が古い史跡については、近年の調査研究の進展を背景にした再評価やそのための調査が必要
地域文化財	6類型共通	・地域文化財決定に際し、調査履歴の整理や聞き取りを行うなどの最低限の調査を実施	・法令に基づく指定や登録等の候補となるような詳細調査を実施するに至っていない
未指定文化財	6類型共通	・指定文化財の現況調査実施時に、同じ所有者が管理している未指定文化財の確認を行い、必要に応じて詳細調査を実施	・現況把握が進んでおらず、法令に基づく指定や登録等の候補となるような詳細調査を実施するに至っていない ・詳細調査候補物件のリスト化
未指定文化財	埋蔵文化財	・開発に伴い、保存することができない埋蔵文化財包蔵地（遺跡）については、文化財保護法に則って発掘調査を実施	・文化財保護法の周知の徹底 ・適切な整理作業の実施 ・未刊行報告書の刊行

川崎市文化財保存活用地域計画の構成（素案イメージ）（案）

（２）文化財の確実な保存・継承・修理・整備

分類	類型	現状の取組み	課題
① 文化財の指定・登録、地域文化財の顕彰			
指定文化財	共通	・歴史文化を理解するにあたって重要なものを文化財保護法や条例にもとづく文化財として指定・登録等を行い、適切に保存・活用をすすめる	・未指定物件の再評価、候補リストの作成
地域文化財	共通	・川崎市地域文化財顕彰制度を運用し、文化財の価値を共有することで、内発的な保存をうながす	・制度の周知と継続
未指定文化財	-	-	-
② 保存活用のための個別計画の策定・運用			
指定文化財	記念物(遺跡関係)	・『国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画』の策定と運用 ・『国史跡橋樹官衙遺跡整備基本計画』の策定・計画に基づく整備の実施 ・『影向寺遺跡整備計画』の策定(R5)	-
指定文化財	記念物(遺跡関係)	・『国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画』の策定と運用 ・『国史跡橋樹官衙遺跡整備基本計画』の策定・計画に基づく整備の実施 ・『影向寺遺跡整備計画』の策定(R5)	・最新の調査成果を反映し、整備計画の見直しが必要
指定文化財	記念物(遺跡関係)	・『国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画』の策定と運用 ・『国史跡橋樹官衙遺跡整備基本計画』の策定・計画に基づく整備の実施 ・『影向寺遺跡整備計画』の策定(R5)	-
③ 保存修理			
指定文化財	有形文化財	・保存状況調査で把握した要修理事物の修理に向けた調整の実施・助成金の交付 ・日本民家園の文化財建造物の耐震補強及び屋根替え等保存修理工事の計画的な実施	・保存修理は所有者負担が原則のため、所有者の負担が大きい ・気候変動による豪雨や環境の悪化により、屋根替え等は状況を見定めつつ柔軟な運用が必要
地域文化財	有形文化財	・修理に際して所有者への手法や業者等について助言を行う	・保存修理に助成がないため、所有者の負担が大き ・文化財の保存修理につながらないことがある
未指定文化財	有形文化財	・修理に際して所有者への手法や業者等について助言を行う	・所有者や管理者がはつきりせず、保存修理に結び付けられないことがある
④ 無形・民俗文化財(無形)の継承			
指定文化財	民俗文化財(無形)	・各保存団体における継承活動の実施	・継承方法の工夫・模索、後継者の確保・育成
地域文化財	民俗文化財(無形)	・各保存団体における継承活動の実施 ・川崎市民俗芸能保存協会を通じて技芸継承費の交付、その他保存団体の運営等の支援	・コロナ禍において、活動が委縮した団体が多く、再開のための意欲を沸き立たせるための工夫が必要 ・後継者の確保・育成
地域文化財	無形文化財	・乙女文楽の継承活動の実施・市による支援	・他団体との連携の強化、補助事業終了後の展開の検討 ・後継者の確保・育成
未指定文化財	民俗文化財(無形)	・各団体における継承活動の実施	・活動状況を把握し、課題等の整理が必要
⑤ 記念物の整備・維持管理			
指定文化財	記念物(遺跡関係)	・子母口貝塚保存会・馬絹古墳保存会など地元住民が構成している史跡保存会による維持管理	・構成員の高齢化に伴う団体の存続
指定文化財	記念物(遺跡関係)	・橋樹官衙遺跡群史跡地内の除草・剪定の実施	・橋樹官衙遺跡群の公有地化の進展に伴う維持管理範囲の拡大
指定文化財	記念物(遺跡関係)	・東高根遺跡・子母口貝塚など保存した遺跡を公園等として保存し、市民に公開	・公園等として親しまれてはいるが、遺跡の価値を伝える活動を積極的に行う必要がある
指定文化財	記念物(遺跡関係)	・馬絹古墳石室の保存整備	・整備から30年以上が経過し、保存した石室などが経年劣化しないよう適切な遺構の保存の措置を講ずる必要がある
⑥ 埋蔵文化財の保護			
未指定文化財	有形文化財(考古資料)	・発掘調査等で出土した考古資料の保存 ・発掘調査報告書の刊行・公表	・資料の保管場所が分散しており、活用がしにくい ・報告書の有効活用のための配布

分類	類型	現状の取組み	課題
⑦ 防災対策の実施・防災力の向上			
共通	共通	・既存の防災・防犯マニュアルを所有者に周知、注意喚起	・市内関係局・博物館施設・所有者との情報共有と連携体制の構築 ・被災に備えた初動マニュアル等の作成 ・未指定の文化財所有者との防災関係情報の共有
指定文化財	有形文化財(日本民家園の建造物)	・日本民家園総合防災システムを稼働	・機器の更新及び重要文化財建造物の防火ガイドライン(R3)に沿った防火対策への対応
共通	有形文化財(建造物)	・自動火災報知設備・消火器の設置	・制度の周知と所有者の適切な取扱方法の会得
指定文化財	有形文化財	・文化財防火デーに消防局と連携した防災訓練を実施、防災意識の向上に取り組んでいる	・連携する所有者が固定的な取組とならないよう、広く所有者の防災意識の向上をはかる
⑧ 災害・事故発生時の迅速な対応			
共通	共通	・被災状況の迅速な把握、適切な初動対応	・情報把握の仕組みの構築
共通	共通	・支援団体の窓口の把握	・被害想定との共有

（３）文化財の普及と活用の推進

分類	類型	現状の取組み	課題
① 文化財に関わる情報発信			
共通	共通	・文化財解説板の設置・管理	・老朽化した解説板の把握・更新
共通	共通	・紙媒体での文化財の内容や価値・調査成果の公開・発信	・市民のニーズに応じた内容での継続的な発信
共通	共通	・ホームページやSNSを通じた文化財の内容や価値の発信	・即時性・継続性のある発信、多くの情報に埋もれない発信
② 文化財を活用した学校教育・生涯学習			
共通	共通	・市・学校作成の副読本への掲載	・地域学習担当教員への支援の仕組みづくり
共通	共通	・学校への出前授業、学校による博物館施設活用の促進	・GIGA 端末など環境や制度の変化への対応
共通	共通	・区役所事業等での活用	・担当部署との連携、情報提供手段の検討
共通	共通	・地域の寺子屋、地域教育会議などでの活用	・担当部署との連携、情報提供手段の検討
③ 文化財の公開			
共通	有形文化財(民俗文化財(有形))	・指定文化財等現地特別公開事業の実施	・周知手段の工夫 ・所有者や活用団体による公開への支援
共通	無形文化財(民俗文化財(無形))	・公開のための支援	・公開情報の把握のための仕組みづくり
共通	記念物(遺跡関係)埋蔵文化財	・発掘調査現場の見学会の実施	・周知手段の工夫、解説を担う職員の資質向上
④ 地域づくりへの文化財の活用			
登録文化財	有形文化財(建造物)	・川崎河港水門の活用	・高規格堤防事業の実施にともなう周辺整備とその後の利活用方法の検討
登録文化財	記念物(遺跡関係)	・二ヶ領用水のまちづくりへの活用	・河川愛護ボランティア団体構成員の高齢化や担い手の不足 ・施設の老朽化や周辺土地利用の変更に伴うあり方の検討 ・河川樹木の老朽化による健全度の低下 ・担当部署・関係団体との連携
共通	共通	・関連文化財群等の考え方の提示	・市域の歴史文化への理解促進、ストーリーやビジョンの共有

川崎市文化財保存活用地域計画の構成（素案イメージ）（案）

（４）文化財の保存・活用の担い手の育成

分類	類型	現状の取組み	課題
① 文化財所有者への支援			
指定文化財	共通	・指定文化財管理奨励金の交付等財政的な支援	・所有者の保存に関する財政的・心理的負担の軽減
共通	共通	・適切な保存・活用に関する助言	・所有者の高齢化・世代交代による後継者の不在 ・適切な取り扱いに関するノウハウの継承が不十分 ・調査結果の所有者との情報や認識の共有
② 市民参加型の保護活用体制の構築			
共通	共通	・文化財ボランティア登録制度の運用 ・講師派遣や育成支援など市民活動団体との連携	・登録者数の維持、ボランティアの養成 ・地域で活動する団体の把握、連携の強化、活動支援
③ 市の役割			
共通	共通	・関係市職員の人材育成 ・専門職(学芸員・文化財建造物修理主任技術者等)の活用 ・附属機関の運営 ※文化財審議会・橋樹官衙遺跡群調査整備委員会	・職員の資質向上 ・市域の歴史文化に関する職員向け研修メニューの開発 ・デジタルコンテンツの作成など新しい手法への対応 ・専門知識、技術の確実な継承 ・天然記念物分野の専門機関との情報共有や連携が不十分 ・専門的知見を有する専門家の確保
④ 文化財保護拠点の運営			
-	-	・民間博物館施設等	-
-	-	・埋蔵文化財収蔵施設	・発掘調査等で出土した資料の収蔵場所の確保 ・収蔵している考古資料の再整理・活用
-	-	・地名資料室	・所蔵図書・地図等の目録データの更新・公開、より積極的な資料の活用
-	-	・日本民家園	・資料の収蔵場所の確保 ・収蔵資料の調査研究成果の発信 ・デジタルコンテンツの有効活用、展示の更新
-	-	・青少年科学館	・天然記念物分野の連携強化
-	-	・歴史的資料取扱施設 ※公文書館、図書館、地名資料室、川崎市市民ミュージアム、文化財課	・情報共有等施設間の連携の強化
-	-	・新たなミュージアムの整備に向けた検討	・取り扱う資料・作品の分野の整理や、川崎市市民ミュージアムの修復収蔵品の活用方法に係る検討が必要 ・収蔵庫や展示室など資料・作品の保管・展示を行う諸室の規模等に係る検討が必要
-	-	・博物館の登録・指定	・R5.4.1 施行の改正博物館法への対応
⑤ 市内行政区間及び県・他市町村との連携			
-	-	・保護活用計画推進会議の運営	・参加するメリットの見える化 ・連携・情報共有の強化
-	-	・国・県主催会議・研修会等への出席	
-	-	・博物館施設職員の県博物館協会等での交流	

文化財の現況把握調査の状況

種別/区分	これまでの調査状況	課題
有形文化財		
建造物	・神奈川県による全体像把握のための調査が実施され、近代和風建築、近世社寺建築、近代化遺産(建造物)などはおおよそ把握されている。 ・民俗緊急調査等を通じて、民家の調査・記録保存が行われている ・川崎市立日本民家園内の古民家は、文化財建造物修理主任技術者が把握し、他の建造物は所有者を通じ状況把握に努めている	・把握のための調査で、詳細調査に至らなかった建造物の現状の把握を行う必要がある ・詳細調査のための専門性をもつ人材の確保
美術工芸品	・『川崎市彫刻・絵画緊急調査』を基本とし、工芸品は『川崎市の工芸品調査』を実施している ・文化財調査員を任用し、社寺所有の美術・工芸・民俗文化財の計画的な現状把握を行い、必要に応じて適切な保存修理につなげている。指定文化財の調査が中心だが、指定外の作品の調査も平行して実施している	・社寺所有の文化財の調査が中心となっており、個人所有の国指定重要文化財の現状把握は不十分 ・詳細調査のための専門性をもつ人材の確保
古文書	・神奈川県史古文書目録掲載の文書群を中心に、平成15年度から継続して川崎市古文書調査団による古文書所在調査を実施している	・県史目録に記載された文書はごく一部であり、調査に入ると当初の見込みとの大幅なズレが生じるため、計画を立てづらい ・個人所有の文書は、調査成果の公開方法を整理しておらず、迅速な公開につなげづらい ・川崎市市民ミュージアム収蔵資料の状況把握が必要
考古資料	・旧石器時代から弥生時代までの各時代の特徴的な遺跡から出土した資料は指定済み	・古墳時代以降の遺跡からの出土品については、近年の調査研究結果を整理し、再検討が必要
民俗文化財		
有形・無形の民俗文化財	・昭和50年代後半～60年代に、詳細な調査を実施、生活様式の変化を踏まえた記録保存が行われている ・神奈川県民俗芸能緊急調査の実施以後、市による民俗芸能のフォロー調査を実施 ・川崎市市民ミュージアムの開館前に、資料所在調査、その後の民俗調査などを実施	・有形民俗文化財については、博物館資料調査以後、所在の変更が多くあると思われるが、追跡ができていない ・川崎市市民ミュージアム収蔵資料の状況把握が必要であり、そのための体制をどう整えるかが課題 ・コロナ禍で無形民俗文化財の活動が停滞しており、継承が危ぶまれている団体がある
石造物	・昭和54・55年度に全体像把握のための調査を実施 ・R4年度から追跡調査を開始。地域文化財顕彰制度により、未調査の石造物の把握を実施中	・過去の全体像把握のための調査について、一部を除き追跡調査が行われていない ・関係する情報の紐づけ作業(その後の各種調査・郷土資料等との突合作業)が不十分
記念物		
史跡(埋蔵文化財)	・市域の再開発、開発に伴う埋蔵文化財の調査が継続的に行われている。市で実施する開発に伴う試掘調査や大規模な公共工事等に伴う調査を通じて、市域の埋蔵文化財の把握に努めている ・指定文化財は専門職(学芸員)による巡回や確認調査で現況の把握を行っている	・発掘調査は実施されているものの、報告書の刊行のための体制が整わず、刊行が追い付いていない
動物、植物	・青少年科学館を中心に、生田緑地及び市内の動植物に関する調査が市民協働でなされてきているが、文化財的な観点からの把握はほとんど行われていない	・調査・保護を要する動植物及び生息地・群落について、青少年科学館との情報共有が不十分。 ・文化財的な観点からの把握を進めるためには研究機関または研究者等との連携が必要
地質鉱物	・文化財的な観点からの把握はほとんど行われていない	・調査・保護を要する鉱物などについて、青少年科学館との情報共有が不十分

川崎市文化財保存活用地域計画の構成（素案イメージ）（案）

4 文化財の保存・活用における方針

本計画では、以上の現状と課題を踏まえ、4つの項目の現状と課題を踏まえて整理した保存・活用における方針を設定します。

（1）文化財の現状把握・調査・研究の強化

- 1-1 文化財の適切な現況把握
- 1-2 文化財調査情報の適切な管理
- 1-3 文化財の価値を明らかにするための調査の実施

（2）文化財の確実な保存・継承・修理・整備

- 2-1 文化財の指定・登録、地域文化財の顕彰の推進
- 2-2 保存活用のための個別計画の策定・運用
- 2-3 有形文化財の保存修理
- 2-4 無形文化財・無形民俗文化財の保護・継承
- 2-5 記念物の適切な整備・維持管理
- 2-6 埋蔵文化財の保護
- 2-7 防災対策の実施・防災力の向上
- 2-8 災害・事故発生時の迅速な対応

（3）文化財の普及と活用の推進

- 3-1 文化財に関する積極的な情報発信
- 3-2 文化財を活用した学校教育・生涯学習の推進
- 3-3 文化財の計画的な公開による普及啓発
- 3-4 地域づくりと一体になった文化財の保存・活用の推進

（4）文化財の保存・活用の担い手の育成

- 4-1 文化財所有者への支援
- 4-2 市民参加型の保護活用体制の構築
- 4-3 市の役割
- 4-4 文化財保護拠点の運営
- 4-5 市内行政区間及び県・他市町村等との連携

5 文化財の一体的・総合的な保存・活用

（1）関連文化財群と文化財保存活用区域の設定

① 設定の目的と効果

市域の歴史文化の特徴をあらゆる多様な文化財を共通の背景や文脈をもつストーリーやテーマでまとめ、市域の歴史文化を紐解く重要な手がかりとして設定します。市民と共有し、市民自らが身近な文化財を保存活用し、地域づくりにいかしていくことを支援します。

② 設定の考え方

- ・第3章2節で整理した川崎市の歴史文化の特徴を反映しその魅力を分かりやすく伝える
- ・市民が文化財を身近に感じ、文化財を活用したまちづくりの促進につながる内容構成
- ・地域の生涯学習や学校での地域学習につながる内容や構成
- ・調査研究の進展や市民の発案により充実・あらたな展開をはかる

（2）関連文化財群に関する事項

テーマ	概要	構成する主な文化財
① 「ニヶ領用水と地域開発」	徳川家康が関東に入国すると、市域を含めた江戸周辺の開発が直ちに始まり、用水や街道・支配拠点の整備がすすんだ。地域開発に伴って特産品が作られるようになった。	ニヶ領用水/安楽寺文書/清沢村御繩打水帳/水騒動御裁許 写/泉田二君功德碑/久地円筒分水/平川家文書/手洗石/小泉橋遺構/用水改良事業堰堤工事概要
② 「工業都市川崎とものづくり」	多摩川下流域を中心に進出した近代工場は、昭和10年代までに増加の一途をたどり、浅野総一郎による港湾整備と相まって、川崎は日本の経済を牽引する工業都市へと変貌を遂げた。一方で、首都近郊の農村としてのものづくりも長く続いてきた。	明治製糖株式会社の岸壁/マツダランプ/川崎河港水門/カッターヘッド/昭和電工川崎事業所本事務所/御幸煉瓦製造所のレンガ・鉄製銘板/川崎町水道の木製水道管/日本語ワードプロセッサ一/足踏脱穀機 ミノル親玉号/大師河原の漁撈具/多摩川梨/禅寺丸柿/沖縄民俗芸能
③ 「橋樹郡の成立」	古代武蔵国橋樹郡の役所跡である橋樹郡家[郡衙]跡(千年伊勢山台遺跡)と、その西側に隣接して造営された古代の寺院跡である影向寺遺跡から構成される橋樹官衙遺跡群は、地方官衙の成立から廃絶に至るまでの経過をたどることのできる貴重な遺跡で、その成立の背景や構造の変化の過程が分かり、7世紀から10世紀の官衙の実態とその推移を知ることができる。	橋樹郡家跡/影向寺遺跡/无射志国荏原評銘文字瓦/影向寺木造薬師如来両脇土像/影向寺破損仏/中原街道/野川東耕地遺跡/三荷座前遺跡/野川神明社遺跡/子母口植之台遺跡(蓮乗院北遺跡)/橋樹神社/塚越古墳/馬絹古墳/小杉御殿町遺跡/蟹ヶ谷古墳群/影向石/影向寺薬師堂礎石(3基)/新作小高台遺跡
④ 「つわものどもの夢のあと～中世武士の世界」	多摩川流域と鶴見川流域からなる市域には、古代末から中世初期にかけて多くの公領と荘園があった。鎌倉時代、室町時代、戦国時代と推移するなかで、列島規模の争乱と東国の権力闘争が展開し、その動きに巻き込まれて、地域の領域支配が変化していく。	小沢城/寺尾城/枳形城/作延城/井田城/亀井館/広福寺/妙楽寺(威光寺)/浅間塚経塚/井田経塚/木造稻毛重成坐像/関東下知状/泉沢寺文書
⑤ 「厄除け大師への信仰」	真言宗智山派の大本山、金剛山金乗院平間寺は川崎大師として知られ、江戸時代後期以後にみられる厄除け大師への信仰を表す様々な文化財。東海道川崎宿は大師参詣への拠点として繁栄した。	六字名号塔/弘法大師道標/宝篋院塔/日輪大師像/大師河原開帳諸々奉納并飴物目録/赤札遊山募仙詩碑/九橋の碑/若宮八幡宮境内の石橋/道普請寄進碑/川崎大師引声念仏・双盤念仏/川崎大師平間寺大本堂/川崎大師平間寺大梵鐘/京浜急行発祥の地碑
⑥ 「いまに生きる願掛けとご利益」	市域の自然環境を利用し、ときには克服しながら、人々の暮らしが営まれるなかで、ひとびとは様々な願掛けをし、神仏の御利益を期待してきた。これらは、様々な形で現在まで伝えられている。	川崎大師平間寺/しょうづかのばあさん/登戸敬神講/岡上のどんと焼き/十王図/松寿弁才天図/影向寺の乳イチョウ/南河原雨乞い獅子頭/市域に伝わる囃子・踊り/大山灯笼/麻生不動院のだるま市

川崎市文化財保存活用地域計画の構成（素案イメージ）（案）

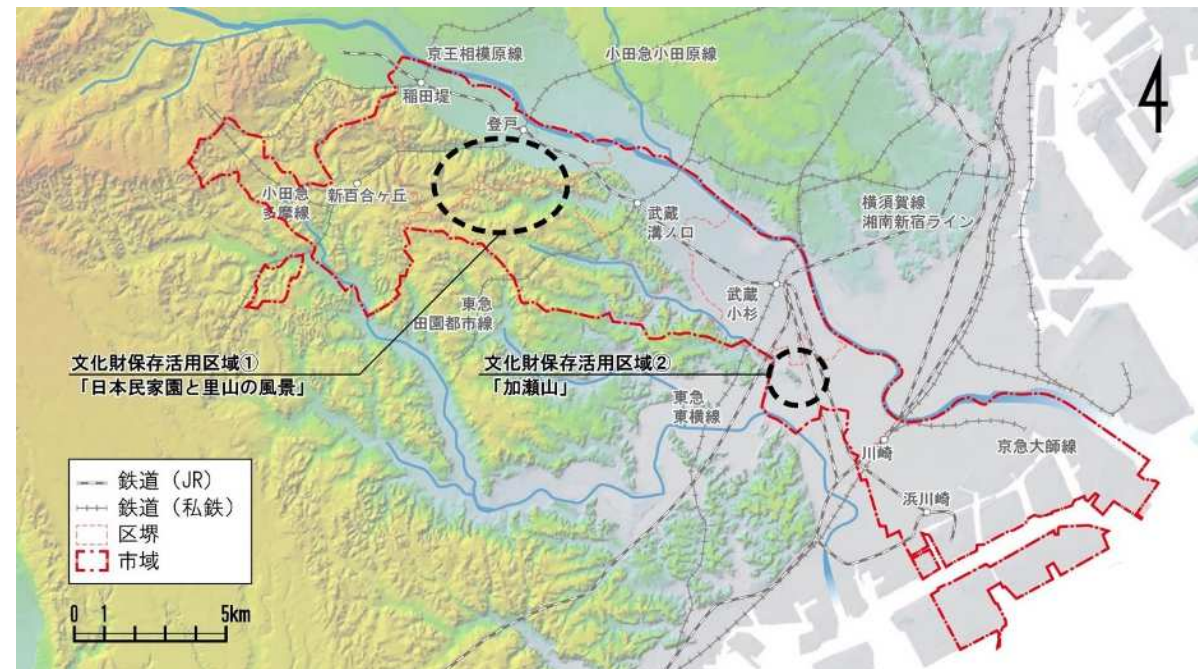
（3）文化財保存活用区域に関する事項

①「日本民家園と里山の風景」（生田緑地周辺）

急速に消えつつある東日本各地の古民家を移築保存し、市民のこころのふるさととして活用しようと昭和42（1967）年に生田緑地に開園した野外博物館「日本民家園」およびその周辺の里山の情景を残した地域。

②「加瀬山」（夢見ヶ崎）

川崎市域の歴史文化を特徴づける原始～近世の遺跡が重層的に存在していたが、近代の開発に伴い多くが湮滅してしまい、出土遺物も市外に所在、散逸したものもあるが、市域を理解するために非常に重要な区域。



文化財保存活用区域の位置／「地理院地図（電子国土Web）」（国土院）を加工して作成

第5章 文化財の保存・活用に関する措置

文化財の保存活用に関する措置については、具体的な内容について関連制度や施策を連携させながら総合的に推進するため、実施主体や実施の時期等を定めて記載します。

（記載例）

基本方針	措置の項目 〔担当課/事業名称〕	内容	分野	財源	実施主体				計画期間		成果指標	
					行政機関	市民・団体	民間企業	教育機関	1 1 2 年 目	3 1 6 年 目	7 1 10 年 目	指標
基本方針①「文化財の価値の共有と継承」												
（1）文化財の現状把握・調査・研究に関する取組												
1-1 指定文化財の現状把握												
	指定文化財の現状把握	文化財調査員・職員による保存状況調査を計画的・定期的に行う。	彫刻・絵画・民俗・記念物	市費	◎						調査数	年20件
	日本民家園の建造物（指定文化財）の現状把握	職員・学識経験者による現状確認	建造物（民家園）	市費	◎						調査数	年1回
1-2 未指定文化財の把握												
	市域古文書所在調査事業	川崎市域古文書所在調査団への委託により、市域の古文書の所在確認及び目録の作成を行う。	古文書	市費	◎	○					調査日数	年10日

第6章 文化財の保存・活用の推進体制

1 本市の推進体制

（1）川崎市の体制

文化財保護主管課		主な業務内容
教育委員会事務局	生涯学習部文化財課	・文化財の調査、資料の収集、保存及び活用に関すること ・文化財審議会に関すること ・橋樹官衙遺跡群調査整備委員会に関すること ・文化財関係団体に関すること ・地名資料の収集及び活用に関すること（地名資料室） ・日本民家園及び青少年科学館に関すること ・博物館の登録等に関すること
	川崎市立日本民家園	古民家及び伝統的生活文化の調査研究・保存・展示活用
	川崎市青少年科学館	・科学館資料の収集・保管・展示 ・天然記念物分野の文化財の調査研究・保護
川崎市文化財保護活用推進会議		・文化財の保存活用に関する情報共有・地域計画の進行管理
川崎市文化財審議会 （附属機関 / 根拠：川崎市文化財保護条例）		・文化財の指定又はその保持者の認定並びに指定又は認定の解除、現状の変更その他必要と認められる事項に関して教育委員会の諮問に応ずる
橋樹官衙遺跡群調査整備委員会 （附属機関 / 根拠：川崎市附属機関条例）		・橋樹官衙遺跡群の調査並びに保存、整備及び管理に関する事項に関して調査審議すること。
社会教育委員会 日本民家園専門部会		日本民家園の運営に関する助言指導・事業評価
社会教育委員会 青少年科学館専門部会		青少年科学館の運営に関する助言指導・事業評価

連携していく庁内関連部署・市関係団体

庁内組織・関連部署	主な連携内容
総務企画局 公共施設総合調整室 シティプロモーション推進室 総務部 川崎市公文書館	文化財施設の設置に関する検討 文化財にかかわる広報活動 ・歴史的公文書等の収集、保存及び情報提供 ・歴史資料を教材とした各種講座・講演会の開催
市民文化局 市民文化振興室 川崎市市民ミュージアム	文化振興 文化財・美術品の収集・展示・調査研究
経済労働局 観光・地域活力推進部	産業遺産・文化財の観光分野への活用
まちづくり局 計画部 景観・地区まちづくり支援担当 施設整備部	景観計画 史跡の復元建物建築・古民家の耐震補強・補修工事
建設緑政局 緑政部 道路河川整備部 河川課	公園・特別緑地保全地区等の維持管理 ニヶ領用水・河港水門の保存管理
各区役所 川崎区役所まちづくり推進部 地域振興課 幸区役所まちづくり推進部 地域振興課 中原区役所まちづくり推進部 地域振興課 高津区役所まちづくり推進部 地域振興課 宮前区役所まちづくり推進部 地域振興課 多摩区役所まちづくり推進部 地域振興課 麻生区役所まちづくり推進部 地域振興課	文化財をふくむ地域資源を生かしたまちづくり
教育委員会事務局 総務部 教育政策室 生涯学習部	文化財の保存活用に係る学校との連携等 生涯学習の推進・支援、図書館・市民館
危機管理監 危機管理室	防災計画・災害対策

川崎市文化財保存活用地域計画の構成（素案イメージ）（案）

庁内組織・関連部署		主な連携内容
川崎市社会教育委員会		社会教育活動
川崎市文化芸術振興会議		
地域の歴史文化発信拠点		大山街道ふるさと館・東海道かわさき宿交流館・川崎浮世絵ギャラリー 等
川崎市生涯学習財団		市民アカデミーの支援、生涯学習の支援
川崎市文化財団		歴史ガイドパネルの設置・管理 等
国、神奈川県、その他自治体		主な連携内容
文化庁		国指定文化財の保存・活用等
神奈川県	文化財部局	県指定文化財の保存・活用等
	県立博物館・美術館など	
その他自治体	政令指定都市や、歴史文化の交流のある友好都市、災害発生時に協働して文化財の確認作業に取り組む自治体など	

（２）市民との連携

- ・市民や各市民館・図書館・市民活動センター等に拠点を置く市民活動団体
- ・文化財所有者（社寺や個人）
- ・文化財の保存・活用にかかわる市民や団体（ボランティア）

（３）教育・研究機関、企業との連携

- ・大学など
- ・市内の博物館・美術館（指定管理者を含む）

2 計画の進行管理と評価

本計画にかかわる文化財の保存・活用の取組や、重点的に取り組む事業については、庁内組織である「川崎市文化財保護活用計画推進会議」において、定期的に進行状況の把握を行い、文化財審議会において評価を行います。

各事業において著しい遅延や新規に優先すべき事業が発生した場合などは、見直しをはかり、統合や廃止等を検討し、変更が生じた場合は、文化庁長官に対して計画の変更の認定申請を行います。その他、軽微な変更の場合は、その変更の内容について、神奈川県を經由して文化庁へ情報提供していきます。

参考資料

- 1 本計画の作成経過：協議会等の実施体制、作成経過（協議会、パブコメなど）
- 2 文化財リスト：未指定も含む